

地方自治法施行令及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）	1
○ 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）	2

改 正 案	現 行
（包括外部監査契約を締結したときに告示すべき事項） 第七十四条の四十九の二十八 地方自治法第二百五十二条の三十六第六項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 包括外部監査契約を締結した者の氏名 二 （略） （地方自治法第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結したときに告示すべき事項） 第七十四条の四十九の三十五 地方自治法第二百五十二条の三十九第九項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 個別外部監査契約を締結した者の氏名 二・三 （略）	（包括外部監査契約を締結したときに告示すべき事項） 第七十四条の四十九の二十八 地方自治法第二百五十二条の三十六第六項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 （地方自治法第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結したときに告示すべき事項） 第七十四条の四十九の三十五 地方自治法第二百五十二条の三十九第九項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 個別外部監査契約を締結した者の氏名及び住所 二 個別外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 三 個別外部監査契約が当該個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体の包括外部監査人と締結されたものである場合には、その旨

改正案	現行
（財産区の議会の議員の選挙事務の管理） 第百四十一条 地方自治法第<u>二百九十五条</u>第一項に規定する条例で定めるものを除くほか、この政令中町村の議会の議員の選挙に関する規定は、財産区の議会の議員の選挙に適用する。 2 （略）	（財産区の議会の議員の選挙事務の管理） 第百四十一条 地方自治法第<u>二百九十五条</u>に規定する条例で定めるものを除くほか、この政令中町村の議会の議員の選挙に関する規定は、財産区の議会の議員の選挙に適用する。 2 財産区の議会の議員の選挙に関する事務は、その属する市町村又は特別区の選挙管理委員会が管理するものとする。